

# 桜井寮利用料【短期入所】

【従来型個室】R6.8

	30日	要介護3	要介護4	要介護5
第2段階	①介護サービス費	24,196	26,370	28,511
	②食費 (600円/日)		18,000	
	③滞在費 (480円/日)		14,400	
	④自己負担金 (①+②+③)	56,596	58,770	60,911

	①介護サービス費	24,196	26,370	28,511
第3段階①	②食費 (1,000円/日)		30,000	
	③滞在費 (880円/日)		26,400	
	④自己負担金 (①+②+③)	80,596	82,770	84,911

	①介護サービス費	24,196	26,370	28,511
第3段階②	②食費 (1,300円/日)		39,000	
	③滞在費 (880円/日)		26,400	
	④自己負担金 (①+②+③)	89,596	91,770	93,911

	①介護サービス費	24,196	26,370	28,511
第4段階	②食費 (1,445円/日)		43,350	
	③滞在費 (1231円/日)		36,930	
	④自己負担金 (①+②+③)	104,476	106,650	108,791

	理美容代	1,650円～
その他	医療費（薬代）	
	おやつ代	500円前後

## ■食費・居住費の上限額

(軽減を受けるためには「介護保険負担限度額認定証」の交付申請が必要です。)

区分	対象者	居住費 (従来型個室)	居住費 (多床室)	食費 (日額)
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	320円	0円	300円
第2段階	年金収入等(公的年金等収入金額+その他の合計所得金額) 80万円以下	420円	370円	600円
第3段階①	年金収入等(公的年金等収入金額+その他の合計所得金額) 80万円超120万円以下	820円	370円	1,000円
第3段階②	年金収入等(公的年金等収入金額+その他の合計所得金額) 120万円超	820円	370円	1,300円
第4段階	市町村民税世帯課税の人	1,171円	855円	1,445円

## ■社会福祉法人等利用者負担軽減制度

・介護サービス費、食費、居住費に係る利用者負担額の25%

### ■高額介護サービス費

1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
市民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
世帯全員が市民税非課税で、その他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	24,600円（世帯）
世帯全員が市民税非課税で、その他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給の方	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
生活保護の受給者	15,000円（世帯）

#### 【新設】

課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）